

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	(1) 自治体として次のことを実現すること。
1	生活保護制度は、憲法 25 条に基づく国民の権利であることを府民（市民）に広報などを通じて、周知すること。
生活保護制度の周知については、大阪府ホームページで行うとともに、各市福祉事務所、子ども家庭センター、町村の窓口等において、「保護のしおり」を配架するなどにより、広く生活保護制度を周知しているところです。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	(２) 自治体として次のことを実現すること。
２	令和２年４月７日付「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の厚生労働省事務連絡に基づき対応すること。
令和２年４月７日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」については、府内各市町福祉事務所及び大阪府子ども家庭センターへ４月８日に送付し、同事務連絡についての周知を図り対応しているところです。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	(１) 自治体として次のことを実現すること。
３	医療扶助の一部負担導入を求める国への要望は、ただちに撤回すること
生活保護費の約半分を占める医療扶助費について、被保護者が医療の適正な受診意識と健康管理への意欲を高められるよう、大阪府では、医療費通知の制度化、かかりつけ医の活用、最低生活保障との両立の観点なども踏まえた上での医療費の一部負担の導入等について、検討を行うよう国に要望しているところです。 大阪府といたしましては、今後とも生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、引き続き国に要望をしてまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	(１) 自治体として次のことを実現すること。
４	「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」の厚生労働省通知に基づき、路上生活者等に対する住居の確保や生活保護の申請など、公的責任で行うこと。
平成２１年３月１８日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」については、府内各市町福祉事務所及び大阪府子ども家庭センターへ送付し、同通知についての周知を図っています。 路上生活者等の「住まい」のない方については、その現在地を所管する保護の実施機関が生活保護の申請を受け付けることになっており、相談を受けた現在地の実施機関が必要な支援を行ってまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	生活保護の民主的実施について (１) 自治体として次のことを実現すること。
5	申請権の確立について イ．申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。 ロ．申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。 ハ 申請は、申請の意思を示した日とし、保護の決定は、申請を受理した日から１４日以内を厳守すること。 ニ．申請を受理しないで、相談の名をかりた調査はやめること。 ホ．本人の意思に基づく申請時の同席を認めること。
イ) 生活保護法に定める無差別平等の原理に基づき、要保護者の申請権を保障することは、生活保護行政の基本です。 大阪府子ども家庭センターについては、窓口申請用紙をおいてあります。 ロ) 生活保護の開始の申請については、生活保護法上、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所等の項目を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされていますが、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（問９－１）により、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでなく口頭による申請が認められています。 ハ) 申請日については、申請者による申請の意思が確認された日と考えています。 資産状況の調査に日時を要する等、特別な理由で１４日を経過する場合も考えられますが、法の趣旨を十分尊重し早期に要否を決定するよう周知しています。 この場合には、決定の通知文にその理由を明示しなければならない旨、生活保護法に規定されており、今後とも、理由の付記については十分留意するよう周知してまいります。 ニ) 福祉事務所に来られる方は、多様な福祉ニーズを有しておられ、そのニーズに的確に対応するためには、面接相談時にその方の生活状況等を十分にお聞かせいただく必要があると存じます。その上で、相談者が保護申請の意思を示された場合は、速やかに申請書の交付を行い、申請受理後に必要な調査等を実施することとしています。 ホ) 保護の相談、申請時においては、申請者本人のプライバシーの保護に十分留意する必要がありますが、面接での内容がプライバシーに及ぶことを理解したうえで、申請者本人が第三者の同席を求めた場合は、これを確認し、同席を認めるよう、今後も周知してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	(１) 自治体として次のことを実現すること。
6	申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
子ども家庭センターでは、保護の申請時においては、「保護のしおり」等を用いて、生活保護法に定められている被保護者の権利と義務について丁寧に説明しています。 また、生活保護法施行事務監査では、府内福祉事務所が作成している「保護のしおり」が生活保護制度の趣旨を正しく理解されるよう記載しているかについて確認しています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
7	個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
生活保護法第２９条に基づく調査に係る同意書につきましては、平成１２年３月３１日付け社援第８７１号「生活保護法施行細則準則について」において、同意書様式として国から示されているものであり、この準則を受けて、各自治体の判断と責任において、規則等の制定及びその内容を検討し、様式を定めることとなっています。この件につき、府内の各実施機関から個別の相談・問合せ等があれば、内容を把握した上で、適切な指導・助言を行ってまいります。 また、上記国の準則においては、１枚の同意書において「私及び私の世帯員」として、世帯主のみの署名により世帯全員から同意を得る形となっていますが、大阪府子ども家庭センターでは「大阪府生活保護法施行細則」に基づき個々の世帯員から同意を得る様式とし、個人個人の意思を尊重した様式としているところです。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
8	保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
厚生労働省社会・援護局長通知第１１の１において保護申請時における助言指導について定められており、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うもの」とされています。 また、平成１８年３月３０日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知により示されている「生活保護行政を適正に運営するための手引」においても、保護の申請がなされた場合には、福祉事務所は、要保護者の資産、能力や他法他施策等の活用が十分でないケースに対し、適切な助言指導を行うこととされています。 なお、助言指導の中には、病気などの就労阻害要因のない方については、就労指導も含まれるものと考えていますが、指導にあたっては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされています。 稼働能力の判断においては、稼働能力があるか否かについて、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格・生活歴・職歴等を把握分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこととなっています。また、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、熱心かつ誠実に求職活動を行ったかどうかを踏まえて行うこととしていますが、①求職活動の実施状況を具体的に把握した上で、②その者が実施機関において評価された稼働能力を前提として、その能力に応じた求職活動を行うことが必要であることから、今後とも一律に判断することなく、個別に判断するよう指導してまいります。 なお、大阪市の「助言指導書」の件については、大阪市が回答する内容であると思われます。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
9	ケースワーカーについて イ.「福祉専門職」採用の正規職員にすること。 ロ. 職員の配置は60人あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ること。 ハ. 社会福祉の本旨である「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。
福祉事務所のケースワーカーについては、社会福祉法により資格要件と標準数が定められています。 イ) ・ハ) 資格要件につきましては、ケースワーカーは社会福祉主事でなければならないとされており、社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員で、年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、学校教育法に基づく大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した者、社会福祉士、厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者等であることとなっています。 ロ) 標準数につきましては、郡部福祉事務所は被保護世帯数が65世帯ごとに1人、市部福祉事務所は被保護世帯数が80世帯ごとに1人と定められており、ケースワーカー数が標準数を下回っている福祉事務所につきましては、政令市を除き、生活保護法施行事務監査において、実施体制の整備および充実の必要性を指摘し、その是正を指導しています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
１０	関係部局との連携を徹底し、餓死・孤立死を出さないこと。
福祉事務所に対し、関係部局との連携を図り、生活に困窮された方への必要な支援に努めるよう今後とも周知してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
1 1	扶養調査について イ．DV や長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。 ロ．収入申告、資産調査の強制をしないこと。 ハ．扶養照会を行う際は、本人の同意を得て行うこと。 ニ．扶養照会文書に、申請者や被保護者の住所を記載しないこと。
	イ) 生活保護法では、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されています。 このことから、要保護者に扶養義務者の職業、収入状況等をお聞かせいただき、調査の可否を検討した後、金銭的な援助のみならず、精神的な援助の可能性についても照会させていただいているところです。 前夫等の暴力が原因で身体生命に危険が及ぶことが確認された母子世帯や、幼少のときに離別した後全く音信が途絶えている扶養義務者など、明らかに扶養義務履行が期待できないと判断される場合は、扶養照会を行わないことがあります。 ロ) 生活保護法では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されています。 このことから、保護の変更及び決定に際しては、同法第２４条第１項第４号の規定に基づき、要保護者から収入を申告して頂いたり、資産の保有状況等の調査を実施させて頂いております。 ハ) 要保護者には、扶養照会の趣旨を説明し、その同意を受けた上で照会を行っているところです。 ニ) 要保護者には、扶養照会の趣旨を説明し、その同意を受けた上で照会を行っていますが、住所を知られたくないとお申し出があれば考慮できるものと考えます。

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
1 2	資産申告書について イ．資産申告書提出の強要はしないこと。 ロ．生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。 ハ．生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については保有を認めること。 二．預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
イ) ・ロ) 資産申告書につきましては、厚生労働省社会・援護局長通知における「生活保護法による保護の実施要領について」及び厚生労働省社会・援護局保護課長通知における「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」に基づき、資産の有無、程度、内訳等について、少なくとも 12 か月ごとに書面で申告していただくこととなっています。そして必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うものです。その際には、生活保護受給者に対し適切に説明の上で、申告を求めるよう、保護の実施機関に周知してまいります。 ハ) ・二) 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等につきましては、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、保有を容認することとされています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
13	福祉事務所への警察OBの配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所や室内に監視カメラは設置しないこと。
退職した警察官OB等の福祉事務所内への配置については、不正受給に対する告訴等の手続きの円滑化、申請者等のうち暴力団員と疑われる者の早期発見などの効果が期待されるところとして、国において補助金対象事業として措置されたものです。警察官OBの配置及び監視カメラの設置については、義務付けておらず、各福祉事務所がこの趣旨を踏まえて検討するものと考えています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
１４	市民による生活保護世帯への「密告」の制度化を実施しないこと。
生活保護制度の運営においては、保護を受けるべき方に対して必要な保護が適切に行われるようにすることは当然ですが、一方で、本来であれば保護を受けるべきでない方については保護を適用することのないよう徹底し、制度が国民から十分な信頼を得られるよう取り組むことが重要です。 不正受給への取り組みは、調査による情報収集はもちろんのこと、市民等による情報提供が発端となる場合もあります。 不正受給に関する情報は、被保護者のプライバシーに関するものが多いことから、その取扱いについては、十分、注意する必要があると考えています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
１５	大阪市は、人権無視の写真付き「確認カード」をただちに廃止すること。実施している区で保管している顔写真は当事者に返却し、データも廃棄すること。
大阪市の「確認カード」については、大阪市が回答する内容であると思われます。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
１６	実態を無視した収入の見込み認定をしないこと。
収入の認定は、保護の基本となる生活扶助費が１ヶ月を単位として、前渡しされるものであることから、収入に変動があることが予想される場合等には、被保護者からの収入申告に基づき、推定される収入額で収入認定を行う場合があります。 収入の認定は、当然のことながら最低生活費算定の基礎となるものであり、その適正な認定に努めるとともに、推定で収入認定を行った場合には、被保護者から提出される給与証明等により収入額が確定できれば、速やかに確定額で再度収入認定を行うなど、被保護者の生活に支障のないよう注意する必要があると考えています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
１７	違法な「辞退届」の強要はやめること。
被保護者からの保護辞退の申し出を受け、保護を廃止する場合の取り扱いについては、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づいたものであることが必要です。 辞退届の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、辞退届が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出されたものであっても、保護廃止後の自立の目途を聴取し、廃止後直ちに急迫状態に陥ることのないように十分留意すること、また、廃止に伴い必要となる諸手続きや相談機関について助言指導を行うなど、その適切な取り扱いについて、引き続き周知してまいります。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
1 8	実態を無視した就労指導はしないこと。
生活保護法の目的である、被保護者の生活の維持、向上を図り、自立助長を達成するためには、適切な就労支援を行う必要があると考えています。また就労は、収入を得て自立助長を促すだけではなく、社会とのつながりを深め、自己実現の一助になり得るものです。 就労支援については、厚生労働省社会・援護局長通知第 4 に基づき、被保護者の年齢、健康状態、生活状況、資格、職歴及び就労阻害要因等の状況把握に加え、被保護者の就労意欲及び希望する就労環境等を踏まえて、適切な指導指示を行うとともに、現業員や就労支援員等による就労支援やハローワークとの連携による支援等を行うことで実効性のある求職活動等の取り組みが行われるよう、引き続き福祉事務所に周知してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
19	63条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。
法第63条による費用返還は、被保護者が急迫等の場合において、資力があるにも関わらず保護を受けた場合に、その受けた保護費の範囲内で、費用を返還していただくものです。 返還額の決定に際しては、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものなど、福祉事務所が認めた額について、世帯の自立を考慮して返還額から控除される場合もあります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
20	78 条の適用について イ．生活保護法 78 条の機械的な適用はやめること。 ロ．返還は、本人の了承なく機械的に生活保護費から天引きしないこと。 ハ．「生活保護法第 78 条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の強要はしないこと。
不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した実施機関は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができるものです。 保護費は法第 58 条の規定に基づき差し押さえが禁止されていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定する方法により、保護費から返還を求めているところです。 しかし、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消している場合が多く、費用徴収の実効性が低いといった課題があることから、法改正により、保護費を支弁した実施機関が、被保護者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人からの申し出を受け、生活の維持に支障がないことを前提に、保護費との調整が可能となったものです。 申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強要するものではないことに十分留意する必要がありますが、全額公費により財源が賄われている制度であることから、保護の実施機関は被保護者に趣旨を説明し、当該申し出が行われるよう努めることとされたものです。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
2 1	80 条の適用について、保護費の過誤払いについては、返済能力のない場合は返済を免除すること。
法第 8 0 条の取扱いについては、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させる場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると福祉事務所が認めるときは、これを返還させないことができるものです。 福祉事務所において被保護者の資力等について調査を行い返還免除の可否について検討し、真にやむを得ない事由について個別に判断されるものです。 なお、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（問 1 3－1 7）の通り、法第 8 0 条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還義務自体の根拠となる規定ではなく、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第 7 0 3 条により生じます。 参考：民法第 7 0 3 条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（中略）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
２２	「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。
生活保護法第６３条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする場合や、保護費に過払いが生じた場合に適用されるものです。返還金額については、速やかに返還していただくものですが、やむを得ない事情等により一括返還できない場合は、その世帯の状況に応じて、各福祉事務所が被保護者と調整のうえ、履行延期特約等による分割納付の手続きを行うこととなります。 なお、保護費と調整する場合は、平成２４年７月２３日付社援保発 0723 第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」６（２）に基づき返還額を決定することとなります。生活保護法施行事務監査においても、法第６３条返還金や法第７８条徴収金の保護費と調整する金額が、この通知に沿ったものとなっているかについて確認、指導しています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
２３	夏季、年末一時金は復活すること。
低所得者の方々の必要な所得保障制度は、本来、社会保障制度として国において、一元的に対応すべき事項であると考えており、府独自の給付制度の復活は困難です。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
24	生活困窮者自立支援法について イ．生活困窮者自立支援に名を借りた生活保護の申請権を侵害しないこと。 ロ．自立支援プログラムは本人の意思を尊重し、自治体の責任で働く場を確保すること。 ハ．指導資格のない就労支援員の「指導」はやめること。
	イ) 生活保護法に定める無差別平等の原理に基づき、要保護者の申請権を保障することは、生活保護行政の基本です。 今後とも、相談者のニーズや生活実態等をお聞かせ頂き、保護の申請時には「保護のしおり」等を用いて生活保護法に定められている要保護者の権利と義務について実施機関が丁寧に説明を行う等により、申請権の保障に努めてまいります。 ロ) 自立支援プログラムは、個々の被保護者への必要な支援について、実施機関として組織的に対応するものです。 自立支援プログラムの実施にあたっては、被保護者との面談や訪問調査により把握した自立阻害要因を踏まえ、実施機関において支援方針を決定します。本人に自立支援プログラムの趣旨及び手続きについて十分説明を行い、被保護者の同意を得ることが重要であると認識しています。 なお、平成２５年度から、公共職業安定所と福祉事務所等が連携し、生活保護受給者等への就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施しています。本人の意思を尊重し、本人が事業への参加に同意していることを実施の要件にしています。 ハ) ロ) に挙げた「生活保護受給者等就労自立促進事業」や、「被保護者就労支援事業」における就労支援員は、指導的な立場ではなく支援的な位置づけであると認識しています。 また、就労支援員となる職員の要件としては、キャリアコンサルタントや産業カウンセラー等の資格を有する者や、ハローワークＯＢ等就労支援業務に従事した経験のある者など、被保護者への就労支援を適切に行うことができる者が望ましいとされています。府内の実施機関では、ハローワークＯＢの方が就労支援員になっている場合が多く、その他キャリアコンサルタントの有資格者も数名います。

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
２５	冷蔵庫・洗濯機、転居の際の原状回復費用など一時扶助は対象を広げ大幅に引き上げ、自治体独自の施策を講じ拡充すること。
一時扶助費については、予想外の事故や生活の場の転換に際し、最低生活の基盤となる物資の確保に多額の費用を必要とするため、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりが困難である場合に、臨時特別的な需要に対応し補填するものであり、支給条件が定まっています。 そのため、冷蔵庫等の日常生活費に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入することとされています。 転居の際の原状回復費用については、令和２年４月１３日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「『生活保護問答集について』の一部改正について」における（問 ７－１１７）の一部改正により、支給条件に変更があり、一定の条件に合致する場合は必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとされています。 生活保護基準の改定につきましては、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。 生活保護基準の改定等も含め、生活保護制度の運営につきましては、国が責任をもって行うべきものであり、府独自の制度の創設は困難と考えております。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
26	住宅扶助について イ．住宅扶助基準を元に戻すこと。 ロ．住宅扶助は家賃、敷金の実勢価格で支給すること。 ハ．平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づく経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと ニ．新規申請の場合の高額家賃についても 特別基準の設定を積極的に行うこと。 ホ．実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。 ヘ．共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。 ト．公営住宅が当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。
イ) 住宅扶助基準の見直しは、国において各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民営借家等を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等を踏まえて見直されたものです。 ロ) 住宅扶助基準の見直しでは、地域区分を 2 区分（1・2 級地、3 級地）から 3 区分（1 級地、2 級地、3 級地）に変更し、より地域の実態を反映した基準となるよう見直すとともに、2 人以上世帯の住宅扶助上限額も世帯人数区分を細分化し、より実態に即した設定とされたところです。 ハ) 国において住宅扶助の認定に係る留意事項が示され、府においても経過措置の適用については、形式的に適用するのではなく、世帯の意思や生活状況を十分考慮し、慎重に判断することとしています。 ニ) 生活保護基準については、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。 住宅扶助の特別基準の認定については、一般基準の住宅扶助の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情により、やむを得ないと認められるものについては認定して差し支えないこととなっていることから、世帯員の状況、当該地域の住宅事情を十分に考慮し、慎重に判断することとしています。 ホ) 転居に関することも含め、被保護者の生活の維持、向上を図り、自立を助長することなど、生活保護法の目的を達成するためには、必要に応じた適切な指導指示を行う必要があると考えています。 ヘ) 共益費は、生活扶助費でまかなうこととされています。生活保護基準については、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。	

大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。

- ト) 転居に際し敷金や移送費等の転居費用を必要とする場合については、生活保護受給者の生活状況等を踏まえ、各実施機関が実施要領に基づき支給要件に該当するかを判断すべきものと考えています。

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
２７	入学準備金・体操服・修学旅行費などは実態に応じた実費を支給すること。
平成 30 年 9 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局長通知における「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正及び、厚生労働省社会・援護局保護課長通知における「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正により、平成 30 年 10 月以降、入学準備金の上限額が引き上げられており、体操服についても、入学準備金の対象品目に含まれています。 また、入学準備金は、制服の買い替えが必要な際にも支給できるとされています。 修学旅行費につきましては、小中学校においては各市町村で実施する就学援助制度で対応されるものであり、高校生においては、アルバイト等の収入から就学のために必要な費用として控除できるとされています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
２８	税、国民健康保険、介護保険料滞納分の徴収については、関係部局と連携し、執行停止などを徹底すること。
税、国民健康保険料、介護保険料の滞納分の徴収については、それぞれ徴収を担当する部局等において、被保護者の最低生活保障の観点から、滞納分の徴収猶予等の制度運用がなされています。 福祉事務所に対し、公租公課の徴収猶予制度について通知し、保護の開始時においては、被保護者に対し、滞納の有無等の聞き取りを行うとともに、滞納がある場合については、徴収猶予の手続きを案内するなどの対応について周知しています。	

【令和２年夏 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
２９	自動車と 125CC 以下のバイクの保有を認め、自立助長のため日常生活への活用も認めること。
自動車の保有については、①障がいの程度、種類及び地域の交通事情、世帯構成等を総合的に検討し個別に判断した上で障がい者が自動車により通勤する場合や、②公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合、③公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合、④深夜業務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合には、保有が認められているところです。 なお、上記②、③、④については、世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること、当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること、自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること、当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ることなどの条件が示されています。 また、障がい者については通勤用の他にも、障がい（児）者が通院、通所及び通学のために自動車を必要とする場合で、一定の要件に該当する場合には、自動車の保有を認めて差しつかえないこととされています。 なお、これらのいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供することとされています。 総排気量 125cc 以下のオートバイ等については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、①最低生活維持のために活用されており、処分するより保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていること、②一般世帯との均衡を失しないこと、③自賠責・任意保険に加入していること、④保険料を含む維持費の捻出が可能であることのすべての要件を満たす場合は保有を認めて差し支えないとされています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
30	医療を受ける権利について イ．医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。 ロ．ジェネリック医薬品の処方箋は医師の知見に基づいて行い、本人の意思に反する強制はしないこと。 ハ．入院時の基準生活費・入院患者日用品費については、実態に応じた額に引き上げること。 ニ．大阪市は調剤券の発行をやめること。
イ) 生活保護法において、医療扶助による診察、薬剤（調剤を除く）、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療券を発行して行うものとなっています。 大阪府子ども家庭センターにおきましては、府独自の取組みとして、休日・夜間時に使用できる診療依頼証を発行し、大阪府子ども家庭センターが閉庁している休日・夜間緊急時の受診体制の確保を図っているところです。 なお、休日・夜間の診療依頼証については統一的な取り扱いが示されていないことから、医療機関によってもその取扱いは様々であるため、大阪府といたしましては、被保護者が安心して休日・夜間に医療機関を受診することができるよう、国に要望してまいります。 ロ) 現在、国全体で後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及に総合的な取り組みを行っている中、生活保護の医療扶助においても、その一環として、生活保護受給者の便益をそこなわないように配慮しつつ、使用を促進する取り組みを進めているところです。 また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用については、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについては、原則として後発医薬品により給付を行うこととされています。 今後とも、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について生活保護受給者の理解が得られるよう、各実施機関において丁寧な説明を心掛けるよう周知してまいります。 ハ) 生活保護基準につきましては、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。 大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。 二) 大阪市の調剤券の発行については、大阪市が回答する内容であると思われます。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
3 1	移送費について イ．平成２２年３月１２日に出された厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。 ロ．福祉事務所へ行くための交通費を支給すること。 ハ．求職活動に必要な交通費は実費支給すること。
イ) 通院のための移送費につきましては、給付範囲及び給付手続き等の取り扱いの徹底を図るため、平成２２年３月１２日付けで医療扶助運営要領の改正がされています。 各福祉事務所においては、個別事情に応じた移送費が支給されていると認識しています。 ロ) 福祉事務所へ行くための交通費は、移送費の支給要件にはなっておらず、移送費の支給は困難です。 ハ) 求職活動に必要な交通費につきましては、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができるとされています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
３２	申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。
生活保護の申請を受理したときは、法の趣旨を十分尊重し早期に要否を決定するよう周知してまいりたいと考えております。 生活保護受給中に自立更生にあてられる貸付資金については、事業の開始又は継続、就労及び技能習得、就学のための資金、日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するため等の資金で、事前に保護の実施機関の承認があり貸付の趣旨に即して使用されているものについては、収入認定しないものされています。 生活福祉資金貸付制度については、大阪府社会福祉協議会が主体となって実施しており、居住地の市区町村社会福祉協議会で借入の申込みをすることができます。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
3 3	エアコンの設置・修理について イ. すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。 ロ. 冷房器具の支給要件はなくすること。 ハ. エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。 ニ. 当面、返済金については控除すること。
イ)・ロ) 生活保護基準につきましては、一般国民の消費水準に即して、国において毎年保護基準の改定が図られているところです。 一時扶助費については、予想外の事故や生活の場の転換に際し、最低生活の基盤となる物資の確保に多額の費用を必要とするため、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりが困難である場合に、臨時特別的な需要に対応し補填するものであり、支給条件が定まっております。 生活保護基準の改定等も含め、生活保護制度の運営につきましては、国が責任をもって行うべきものであり、府独自の制度の創設は困難と考えております。 なお、冷暖房器具等の日常生活費に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入することとされていますので、ご理解いただきたいと存じます。 また、平成 26 年 7 月 1 日からは予期しない破損等によって預貯金等で対応する事ができず、健康管理や日常生活に著しい支障をきたす場合に限って、他法他施策等による貸付資金の利用を認め、収入として認定しないこととし、貸付資金の償還を生活費のやり繰りによって賄うこととされました。 ハ) 住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定される費用です。よって、エアコンの修理費は、「住宅維持費」の支給対象にはなり得ません。 ニ) エアコン設置の貸付金に係る返済金に対する控除は、貸付資金の返済を生活費のやり繰りによって賄うこととして認められることとなったため廃止されたものです。 平成 30 年 6 月 27 日付け局長通知における「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正及び課長通知における「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正が行われ、被保護者世帯の熱中症予防策として、冷房器具の項目の新設及びその支給方法等が明記されたところです。 大阪府といたしましては、今後とも、保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
３４	わかりやすい保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
生活保護費の扶助額は、開始時については「保護開始決定通知書」により、保護継続中は扶助額の変更の都度「保護変更決定通知書」により福祉事務所から通知していますので、その通知書により扶助額の内容を確認していただき、ご不明な点があれば担当ケースワーカーにお聞きいただきますようお願いいたします。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
３５	加算や扶助は漏れのないよう十分留意し、漏給は発生した時点に遡って支給すること。
最低生活費や収入充当額の認定を変更すべき事由が事後に明らかになった場合は、その確認した月の前々月までに限り、遡って変更決定することができることとなっているため、扶助費の算定誤りが発見された場合、発見月からその前々月分まで遡って最低生活費等の変更決定を行い、保護費を遡及して支給することとなります。 なお、令和２年４月１３日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「『生活保護問答集について』の一部改正について」における（問１３－２）の一部改正により、同年４月１日以降、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、被保護者に何ら過失がないなどの被保護者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前５年間を限度として追加支給して差しつかえないこととなっています。 大阪府では、扶助費の算定誤りが発生することのないよう、関係法令等に基づき適正に保護の決定を行うことについて、引き続き生活保護法施行事務監査において指導してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
３６	葬祭扶助の支給については親族遺族に徹底すること。
大阪府子ども家庭センターにおきましては、親族・遺族からの葬祭扶助の支給申請があった場合は、支給の要否の判定を行うことを申請者に説明しますが、申請者はそれを踏まえつつ、要否の判定前に速やかに葬祭を実施されています。 葬祭扶助については、申請者世帯の収入、資産や遺留金品等の調査を速やかに行い、要否判定により支給の要件を満たすと判定された場合に支給しますが、申請者世帯の収入、資産や遺留金品等により葬祭費の支払いが可能と判定された場合には支給は困難となります。 葬祭は速やかに実施されるべきものであるため、公金である葬祭扶助の適正な支出に留意しつつ、円滑で適切な事務処理を行ってまいります。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
3 7	死亡後の家の片付け代やゴミ処理料金については、行政の責任で行うこと。
被保護者が死亡した場合の家の片付け代やゴミ処理料金の支払いについては、生活保護法上、規定がなく、民間同士での契約に基づき対処されるべきものと考えています。 なお、府営住宅においては、管理者によって対応しております。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
３８	民生委員による毎月の保護費の明細書の配布はやめること。
生活保護制度においては、民生委員は、福祉事務所の協力機関とされております。 また、民生委員法により、守秘義務が課せられております。 民生委員との連携は、地域で、要保護者を早期に把握したり、高齢単身で生活されている被保護者等の生活を見守り、支援する場合などに重要であると考えられるため、今後も適切に連携、協力を図っていくよう、周知してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
３９	高校生のアルバイトは収入認定しないこと。
高等学校等に就学中の者のアルバイト等の収入については、基礎控除や未成年者控除、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、またはクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、学習塾費等にあてられる費用については就学のために必要な費用として収入認定除外にできることとされています。 また、就労や早期の保護脱却に資する経費として、下記のいずれにも該当し、当該就学中の者から提出のあった具体的な自立更生計画により、当該就学中の者の卒業後の就労等早期の保護脱却に資する費用に充てられると福祉事務所が認めた場合において、これに要する必要最少限度の額を収入認定除外にできる取扱いとなっています。 ○ 高校卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。 ○ 使途が次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。 ・ 自動車運転免許費用等の就労に資する技能を習得する経費（技能習得費の給付対象となる場合を除く。） ・ 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。） ・ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用 ・ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
４０	大阪市の交通費半額制度、上下水道免除制度は関係部局に復活を求めること。
大阪市の交通費半額制度、上下水道免除制度については、大阪市の回答する内容であると思われます。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
4 1	自転車保険の加入保険料は、通学・通勤に限定せず支給すること。
生活保護制度においては、通常予測される生活需要はすべて毎月の生活費の中で賄われるべきとされており、自転車保険の保険料についてもこれに該当するものと考えます。ただし、高等学校等に通学するための交通費については、個人賠償責任保険料（自転車保険）も給付対象とされており、また、就労に自転車が必要な場合、必要経費として個人賠償責任保険料（自転車保険）を控除して差しつかえないとされています。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	自治体として次のことを実現すること。
４２	大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
生活保護世帯の子どもの大学等進学の際の世帯内保護については、生活保護を受けていない世帯との公平性が保たれないという観点はあるものの、一方で、貧困の連鎖防止のためには大学等進学は将来にわたる生活や自立に大きく影響すると考えられます。 このため、国では、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援策を、社会保障審議会における生活困窮者自立支援及び生活保護部会において検討し、平成２９年１２月１５日に報告書がまとめられました。 就労か大学進学か選択するに当たって、生活保護制度特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直すべきであるとの報告書の意見を踏まえ、平成３０年４月１日から、大学等就学による世帯分離中に住宅扶助を減額しない措置が実施されております。また、平成３０年６月から進学準備給付金が創設され、進学に伴い転居する場合は３０万円、その他の場合は１０万円が支給されることとなりました。 さらに、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置する高等教育の修学支援新制度が令和２年４月から実施されています。 以上のように、生活保護世帯の子どもの大学等進学については、一定の前進がありましたので、大阪府では、引き続き、国の動きを注視してまいりたいと考えています。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
1	生活保護基準は 2013 年 7 月以前の基準に戻すこと。
生活保護制度は、憲法 25 条が保障する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えております。 生活保護制度の見直しにつきましては、大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
2	63 条に基づく「払いすぎた保護費の返還債権」の非免責債権化や、保護費からの天引き徴収、ジェネリック医薬品の使用の義務化は元に戻すこと。
法第 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還義務について規定されており、平成 30 年 6 月 8 日付けの法改正により、被保護者が、保護費の交付を受ける前に、当該保護費の一部を、徴収金の納入に充てる（同年 10 月 1 日施行）旨を申し出た場合において、保護の実施機関が被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護費を交付する際に当該申し出に係る徴収金を徴収することができるものと定められたところです。 これによる被保護者の申し出は任意の意思に基づくものであり、強要するものではないことに十分留意し、保護の実施機関が、被保護者に趣旨を説明のうえ、適正に実施していくよう適切な指導・助言を行ってまいります。 また、ジェネリック医薬品の使用についても同様に改正生活保護法により、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについては、原則として後発医薬品により給付を行うこととされています。 大阪府といたしましては、引き続き生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に要望を行ってまいります。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
3	住宅扶助基準と冬季加算は元に戻すこと
生活保護制度の運営については、国が責任をもって行うべきものであり、大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
4	生活保護は全額国庫負担とすること。生活保護費を大幅に引き上げること。
大阪府においては、生活保護制度は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして、国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護費に係る経費は全額国の負担とするべきと考えております。 大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引き続き要望してまいります。	

【令和２年 生健会】

要望項目	国に要求すること。
５	夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。
生活保護制度の運営については、国が責任をもって行うべきものであり、大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引き続き要望してまいります。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
6	老齢加算を元に戻すこと。
生活保護制度の運営については、国が責任をもって行うべきものであり、大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に引き続き要望してまいります。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
7	期限付き保護、級地見直しなどの改悪はやめること。
生活保護制度は、憲法 25 条が保障する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えております。 生活保護制度の見直しにつきましては、大阪府といたしましては、今後とも、生活保護受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう、国に引き続き要望してまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
8	要保護世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)を中止すること。
生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、居住用不動産（土地及び家屋）についても、これを活用していただくことが要件となっています。 これまで居住用不動産については、高額な場合等を除いて売却せずに保有を認めてきたところですが、国において、居住用不動産の現金化を容易にし、所有する不動産に住み続けながらその活用を促す施策として、平成１９年４月１日から「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」が創設されました。この制度では、原則として６５歳以上の高齢者世帯について評価額５００万円以上の居住用不動産を有し、本貸付金を利用しなければ保護の受給を要する世帯であると認めた者については、当該居住用不動産を担保として生活福祉資金の貸付を行うことにより、この貸付金の利用を生活保護に優先させ、その世帯の自立支援が実施されてきました。平成２１年１０月１日、生活福祉資金の種類の統合、再編等の見直しに伴い、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度」に名称が変更されました。 今後とも、大阪府社会福祉協議会と福祉事務所との連携を図り、事業が円滑に実施されるよう努めてまいります。	

【令和２年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
9	大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
生活保護世帯の子どもの大学等進学の際の世帯内保護については、生活保護を受けていない世帯との公平性が保たれないという観点はあるものの、一方で、貧困の連鎖防止のためには大学等進学は将来にわたる生活や自立に大きく影響すると考えられます。 このため、国では、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援策を、社会保障審議会における生活困窮者自立支援及び生活保護部会において検討し、平成２９年１２月１５日に報告書がまとめられました。 就労か大学進学か選択するに当たって、生活保護制度特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直すべきであるとの報告書の意見を踏まえ、平成３０年４月１日から、大学等就学による世帯分離中に住宅扶助を減額しない措置が実施されております。また、平成３０年６月から進学準備給付金が創設され、進学に伴い転居する場合は３０万円、その他の場合は１０万円が支給されることとなりました。 さらに、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置する高等教育の修学支援新制度が令和２年４月から実施されています。 以上のように、生活保護世帯の子どもの大学等進学については、一定の前進がありましたので、大阪府では、引き続き、国の動きを注視してまいりたいと考えています。	

【令和 2 年冬 生健会】

要望項目	国に要求すること。
1 0	医療抑制につながる調剤薬局の限定は実施しないこと。
国においては、薬局を一カ所に集約し服薬管理・服薬指導を行うことは、重複処方や併用禁忌薬の使用防止につながり、生活保護受給者の健康管理に寄与するとの考えのもとに、平成 2 9 年度以降、薬局と連携した服薬管理・服薬指導等の強化に関するモデル事業が実施されています。 大阪府としましては、その成果や今後の国の動きを注視してまいります。	

